

集中強化期間の終了する重点分野の今後と新規分野の取り扱いについて

2017年3月29日

竹中 平蔵

① 空港分野

- 6件の数値目標はすでに達成できたものと認める。
- 2017年度以降も案件が継続することから、重点分野に引き続き指定するが、数値目標は設定しない。
- 国交省航空局に対して、今後毎年度の案件の進捗状況と、成果、制度や仕組みの改善余地等を、内閣府 PFI 推進室及び内閣官房日本経済再生総合事務局にてフォローアップする。
- なお、国管理空港においては、2016年10月20日の財政制度等審議会での空港コンセッションに関する議論を、今後のコンセッションに関する制度整備（ガイドラインの改定等も含む）や議論も踏まえて、成長戦略に取り込む方向で2017年末までに関係府省にて議論・整理すること。

② 有料道路分野

- 1件の数値目標はすでに達成できたものと認める。
- 特区制度を活用して実施していることから、今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定するが、数値目標は設定しない。
- 今後新たに実施を希望する管理者が出てきた場合には、特区制度側での対応も踏まえつつ、その時点で新たな数値目標の設定のあり方を速やかに未来投資会議にて検討することとする。

③ 下水道分野

- 6件の数値目標の達成は困難（現時点で5件）であると認める。
- 事業者の選定に入っている案件（浜松市）や、実施方針条例が議会で可決された案件（三浦市）が出てきている。実績作りのめどが立っており、制度整備や自治体向け支援メニュー作りも完了していることから、達成目前であると評価する。
- 集中強化期間を2017年度末まで伸ばし、現在の数値目標の達成を目指す

すこととする。

④ 水道分野

- 6 件の数値目標の達成は困難（現時点で 5 件）であると認める。
- 水道法の改正や PFI 法の改正（繰上償還に関する事項）を通じた制度の改善やインセンティブ設計の検討を行っている最中であることから、この実施のめどが立てば、目標達成に前進するものと評価する。
- 集中強化期間を 2018 年度末まで伸ばし、現在の数値目標の達成を目指すこととする。

⑤ 新規分野

- クルーズ船向け旅客ターミナル施設及び MICE 施設については、現在見えている案件数を踏まえ、それぞれ 3 件と 6 件（現在の動いている案件を含む）とする。
- 担当は、クルーズ船向け旅客ターミナル施設の分野については国交省港湾局とし、MICE 施設の分野については観光庁とする。なお、内閣府 PFI 推進室・経済産業省・国土交通省都市局及び港湾局は観光庁に協力するものとする。

以 上